

定住自立圏の形成に関する協定書

宇和島市（以下「甲」という。）と松野町（以下「乙」という。）は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言を行った甲と賛同した乙が定住に必要な都市機能及び生活機能を確保・充実させるとともに、連携を図りながら圏域全体の住民福祉の向上及び地域振興を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、圏域において連携する政策分野の取組において、地域資源を有効活用し、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する取組の分野及び内容並びに役割分担）

第3条 前条に規定する政策分野は、次の各号に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別表第2
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第3
- (4) まち・ひと・しごと創生に係る政策分野 別表第4

（事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、前条において規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るもの

とする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、これに議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

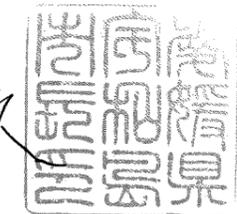
第7条 この協定の規定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成29年3月30日

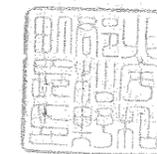
甲 愛媛県宇和島市曙町1番地
宇和島市
宇和島市長

石橋 寛久



乙 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸343番地
松野町
松野町長

坂本 浩



定住自立圏の形成に関する協定書

宇和島市（以下「甲」という。）と鬼北町（以下「乙」という。）は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言を行った甲と賛同した乙が定住に必要な都市機能及び生活機能を確保・充実させるとともに、連携を図りながら圏域全体の住民福祉の向上及び地域振興を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、圏域において連携する政策分野の取組において、地域資源を有効活用し、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する取組の分野及び内容並びに役割分担）

第3条 前条に規定する政策分野は、次の各号に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別表第2
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第3
- (4) まち・ひと・しごと創生に係る政策分野 別表第4

（事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、前条において規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るもの

とする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、これに議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第7条 この協定の規定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成29年3月30日

甲 愛媛県宇和島市曙町1番地
宇和島市
宇和島市長

石橋寛久



乙 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1
鬼北町
鬼北町長

甲岡秀文



定住自立圏の形成に関する協定書

宇和島市（以下「甲」という。）と愛南町（以下「乙」という。）は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言を行った甲と賛同した乙が定住に必要な都市機能及び生活機能を確保・充実させるとともに、連携を図りながら圏域全体の住民福祉の向上及び地域振興を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、圏域において連携する政策分野の取組において、地域資源を有効活用し、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する取組の分野及び内容並びに役割分担）

第3条 前条に規定する政策分野は、次の各号に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別表第2
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第3
- (4) まち・ひと・しごと創生に係る政策分野 別表第4

（事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、前条において規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るもの

とする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、これに議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

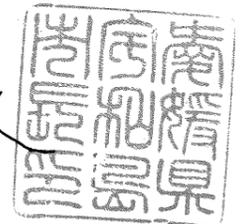
第7条 この協定の規定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成29年3月30日

甲 愛媛県宇和島市曙町1番地
宇和島市
宇和島市長

石橋寛久



乙 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地
愛南町
愛南町長

清水雅文

